

倉敷民商弾圧事件・禰屋裁判傍聴記

吹田民主商工会 常務理事 西尾 栄一

禰屋裁判の第21回公判が7月27日に岡山地裁で開催されました。この日の公判は、裁判官が、検察の大失態（国税査察官の尋問の際に示した査察官報告書の該当部分を尋問調査に添付することを忘れた）を救済するために、証拠としての存在価値を無くしていた査察官報告書を「鑑定書」に準ずる扱いに「格上げ」するために行ったものです。弁護団は、前回（6月30日）の公判で、弁護団が求めた証人は一人も採用せず、検察の失態には手を差し伸べるといふ裁判官のあまりにも不公平な訴訟指揮を「有罪判決を前提とした訴訟指揮」として、裁判官全員の忌避を申し立てました。しかし、高裁も最高裁からも却下され、この日の公判となったものです。

検察助ける訴訟指揮

傍聴人を恐れる威圧的な小心さも

公判では、国税局の責任者であった木嶋輝美査察官（当時）の証人尋問が行われました。

予定の30分を大幅に超過して検察の尋問が終わると、江見裁判長は「ここまで聞いて心証を固めたわけではないが、木嶋作成文書13通の証拠採否については、弁護人の反対尋問を経ずとも判断できるものがあるようだ。念のために検察官は13点を提示してほしい。読んでみるから。」と休廷を宣告しました。「もしかししたら鑑定書として認めないのではないか」との期待を傍聴人の誰もが抱きました。ところが、2時間15分後、午後の法廷が始まると「鑑定書としての要件はクリアしている」と前言を翻してしまいました。傍聴人の反応を恐れたのでしよう。午後の開廷前、傍聴人が法廷に入場した後、私語を慎むように、また、文書に目を通すことがないようにと厳しく注意しました。その時は、まだ開会前なのに何を苛立っているのかと思いましたが、裁判長は傍聴人から抗議されることを恐れているのだと、後で気付きました。その後の審議中、マナーモードに切り替えるのを忘れた傍聴人が発着音を鳴らした際は一発で退場させてしまいました。あまりに小心で、短気で、威圧的で、確信のない訴訟指揮かと思いました。

木嶋証人の

鑑定人としての信頼性を打ち砕く質問次々に

その後の弁護団の反対尋問では、木嶋証人作成の「査察官報告書」や「査察官調査書」が「鑑定書」に値しないことを様々な視点から明らかにしていきました。まず、木嶋証人は税務大学を出、現在は税理士資格を有しているが、研究会に所属したことも研究論文を発表したこともなく多くの税務職員とさほど変わらない職員であることを確認し、「鑑定書」を作成するような「科学性」や「専門性」を有する存在ではないことが明らかになりました。

次に、「査察官報告書」や「査察官調査書」作成は他の査察官との共同作業です。自らが責任者として他の者が基本

方針に従って作業をしているかどうかをチェックしたのみで、すべてを照合したわけではないことや、I建設のFやTに対する質問類末書や確認書も「まちがいないですね」と確認し、その文書もFやTが自主的に書いたものではなく、査察官が言うとおりに書いたことも明らかになりました。酷かったのは、他の査察官が作成した報告書が、木嶋証人の名前に書き直されて提出されている同一の報告書が存在したことです。清水弁護士が明らかにしました。証拠番号も内容も同じ。作成者が違うものです。これには木嶋証人も驚いていました。この場で初めて知ったようです。鑑定書としての「信頼性」などあったものではありません。

谷弁護士が明らかにしたのは、木嶋証人が最初からこの査察の責任者ではなかったことです。F婦人の質問担当者として1週間だけ配置され、その後は自らの仕事に戻り、2か月後の7月に前任者から引き継いだと言いました。

期末商品棚卸の調査は他の査察官が中心で行い、作成された査察官報告書のうち3通はその査察官が作成し、木嶋証人が作成したのは1通しかありません。

山崎弁護士が明らかにしたのは驚くべき事実でした。禰屋さんが逮捕されたのが2014年1月21日、査察官報告書作成が2月4日、I建設の検察への告発が2月7日、という順番で事件は推移しました。そして、その告発状には禰屋さんの名前は載っていないそうです。なぜなら、国税局は、これが「脱税ほう助にあたるのかどうかかわからなかった」からです。木嶋証人は、そのため、「検事に判断を任せたい」と明確に証言したのです。そのような迷いの中で書かれた査察官報告書が禰屋さんの関与を断言できるはずはありません。2月4日に書かれた査察官報告書は19通（裁判所提出は13通）もあります。もしかししたら、この報告書は2月4日以降にかかれたのではないかとの疑問もわいてきます。

弁護団の鋭い質問によって「鑑定書」などと言えるものではないことが明確になったにもかかわらず、それでも、裁判官は検察側が提出したものをすべてを証拠として採用しました。今、社会では「反知性主義」が問題になっていますが、裁判所までそのような状況になってもらっては困ります。

倉敷民商弾圧事件 報告学習会

8月18日（木）夜7時00分
内本町コミュニティセンター
報告者 西尾 栄一さん（吹田民主商工会 常務理事）

「倉敷民商3人の無罪を勝ち取る大阪の会」

第2回総会

- 8月26日（木）夜7時00分 大阪クリスチャンセンター（大阪市中央区玉造2丁目26-47）
- (1) 講演 谷 和子 弁護士（倉敷総合法律事務所）
禰屋さんは無罪！ 法人税法違反 脱税ほう助は成立しない
- (2) 「倉敷民商3人の無罪を勝ち取る大阪の会」第2回総会
①これまでの経過報告 ②当面の行動提起 ③その他

商工新聞は経営のヒント・ノウハウの知恵がいっぱい 毎週必ず届けます
会費集金は会員の心をあしめる活動です 毎月10日までには集めましょ